

文書に見る中世末期のまじない

——周防・長門両国——

平瀬直樹

はじめに

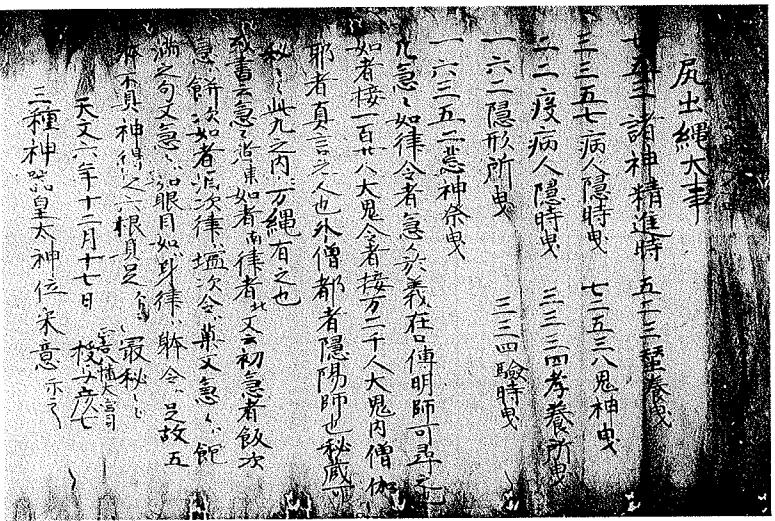
日本中世の宗教は、密教を共通項とする「顯密主義」を正統的な教義とし、この「顯密主義」を奉じた寺社こそが当時の宗教界の中心であったとされる⁽¹⁾。ところが、当時の地域社会で実際に行われていた宗教行為には、多少とも仏教的な体裁をとりながらも、經典に根拠を求めることも、代表的な密教諸流派の作法に当てはめることも困難なものが多いのではないだろうか。従来、このような宗教行為は、しばしば「神道的」や「陰陽道的」、あるいは前二者の要素を折衷的にとらえて「修驗道的」などと性格規定されてきたが、「顯密主義」との関係について、必ずしも十分な考察が行われていないようと思われる。特に、まじないの作法には、当時の宗教の諸要素が寄せ集められているが、地域社会内部にそのようなまじないを生成→蓄積してゆく運動を、中世宗教史の中でどのように位置付ければよいのであるうか。

そこで、今回周防・長門両国に伝來した、まじないに関する興味深い文書二点に注目し、まじないと地域社会との関係を考察したい。この作業は、これら一見雑多に見える地域社会の宗教行為を「顕密主義」との関係でとらえ直すための基礎となるものと考えられる。ただし、取り扱う時期は、史料的制約により、中世末期に限られる。

一、在地の社家の場合—長門国正吉八幡宮

文書Aについて。天文六年（一五三七）、三種神器皇太神位采意という人物が正吉八幡大宮司彦七に対し、「尻出縄」に関する「大事」（＝秘伝）九種類を授けた。この八幡宮は長門国豊西郡^②正吉郷（現在の下関市吉見）にあり、大宮司家の初めの姓は秦であり、遅くとも文明年間には有光姓を名乗るようになったという^③。文書Aを含む「有光家文書」は、「在地文書」として貴重な存在と言われている^④。「有光家文書」によると、大宮司職には、天文二十二年段階で田二段大と屋敷六十歩が付属していた。鎌倉期では大宮司職は地頭から補任される郷内の所職であり、大宮司家は以後も郷内に居住し続け、田畠・山林・屋敷を保有していた。また、南北朝期ころと推定される「有光家系図」には、鎌倉期以前の先祖である「もりのふ」という人物について、「ありミつのりやうしゅ」と注記されている。このように、大宮司家は、中世を通じて、どちらかといえば「村落領主」的な性格を持ち続けたと考えられる。

文中に見える「尻出縄」について、詳しいことはわからぬが、あわせて「急々如律令」という呪文の秘意も伝授しており、文書Aが、陰陽道的な性格を持つまじないに関するものであるという見当は付く。ただし、江戸末期に彦山派に関する印信切紙等を編成した『彦山修験最秘印信口決集』には、注連縄の口決が記され、修験者が用いるやは



文書A 「采意授彦七尻出縄大事切紙」 「有光家文書」

尻出縄大事

七五三諸神精進時 五二三蚕養曳

三三五七病人隱時曳 七二五三八鬼神曳

二二疫病人隱時曳 三三三四孝養所曳

一六二隱形所曳 三三四驗時曳

一六三五二荒神祭曳

一六三五二荒神祭曳

凡急々如律令者、急々於義在口伝明師可尋之也、

如者接一百廿人大鬼、令者接万二千人大鬼内僧伽

耶者真言之人也、外僧都者陰陽師也、秘藏可

秘々々、此九之内二万縄有之也、

或書云、急々者東、如者南、律者北、又云初急者飯、次

急ハ餅、次如者酒、次律ハ塩、次令ハ菓、又急々ハ飽

滿之句、又急々ハ如眼目、如ハ身、律ハ体、令ハ足、故五

体不具神得之、六根具足スト云々最秘々々

天文六年十二月十七日 正吉八幡大宮司

授与彦七

三種神器皇太神位采意示之

り九種類の「淨地繩」⁽⁷⁾についてよく似た秘伝⁽⁸⁾が見えるので、この「尻出繩」もまた注連縄の一種と推測される。すなわち、文書Aは、①諸神を祀る基本的な場合、②養蚕の時、③病人が死亡した時、④鬼神を祀る時、⑤疫病人が死亡した時、⑥孝養（亡き親のためにねんごろに弔うこと）の時、⑦隠形（身体を隠すまじない）の所、⑧験の時、⑨荒神を祀る時といった九種類の場合に、周囲に曳き回す縄の作法であると考えられる。

「急々如律令」という呪文の秘意を説く部分のうち、傍線の箇所に見られるように、このような身体の一部が欠けた神についての説が当時広まっていたようであるが、これについては後述する。

文書Aを含め『有光家文書』には、秘伝の伝授を受けた一連の文書（密教で言う「印信」にあたる）があり、一覧表にまとめるところのようになる（近世のものは除く、「番号」の項目は山口県文書館での請求番号）。

年	月	日	表	題	（授けた者）→（受けた者）	番号
I	大永七年	一月三日	神道灌頂御供大事	三種神器皇太神位賴雅→宮徳		五七
II	大永七年	一月三日	神道灌頂初重印信	三種神器皇太神位賴雅→宮徳		五八
III	天文六年	一二月一七日	尻出繩大事	三種神器皇太神位采意→彦七（正吉八幡大宮司）	六二	
IV	天文六年	一二月一七日	神道宮渡大事	三種神器皇太神位采意→彦七（正吉八幡大宮司）	六三	
V	天文六年	一二月一七日	遷宮大事	三種神器皇太神位采意→彦七（正吉八幡大宮司）	六四	
VI	天文六年	一二月一七日	神道灌頂	三種神器皇太神位采意→彦七（正吉八幡大宮司）	六五	
VII	天文六年	一二月一七日	神道御供大事	三種神器皇太神位采意→彦七（正吉八幡大宮司）	六六	

中には秘伝を受けられた場所を示す文言のあるものがあり、I・IIには「右於長州二宮道場授之」、IVには「右於長州安養寺道場奉授之」、VIIには「右於長州二宮灌頂道場奉授之」とある。授ける側の賴雅や采意⁽¹⁰⁾という人物は、長方で在地の神社の神職にも付法を行っていたことは興味深い。

二、地侍の場合—周防国山代庄

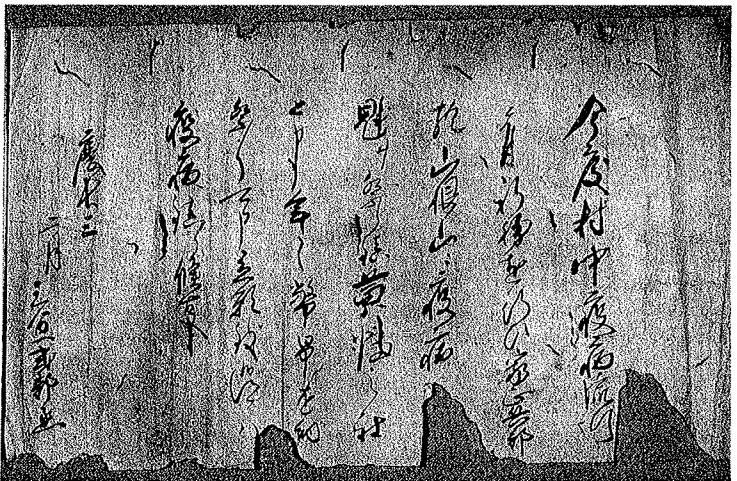
文書B「三分一式部丞祈禱願文」〔宗正家文書〕⁽¹¹⁾

今度村中疫病流行ニ付、祈禱を行ひ、宗正兵部抱山根山ニ、疫病□魁ヲ祭鎮、黄幡之社と申、年々幣帛を納、祭り可申、立願致候得ハ、疫病鎮り候事

慶長三
一一月

三分一式部丞

文書に見る中世末期のまじない（平瀬）



文書Bについて。慶長三年（一五九八）、三分一式部丞は、祈禱を行い、疫病の鎮静を神に願った。「□魁」の部分には、陰陽道で「十二月將」⁽¹⁴⁾と呼ばれる十二か月の守護神のうち、二月を担当する「天魁（または河魁）」が当てはまるのではないかと考えられる。また、「黄幡」⁽¹⁵⁾は、中世に代表的な疫病神である牛頭天王（祇園神）の八王子の一員であり、陰陽道的な疫病神である。

三分一式部丞は、戦国期に周防国山代庄（玖珂郡の山間部一帯を指す）で地侍一揆を構成した地侍の一人で、庄内の阿賀村（現美和町内）を本拠としていた。大内氏が滅亡した後、毛利氏が周防国に進出するようになると、三分一氏は同じ阿賀村の錦見氏を討ち取り、毛利氏に就いた。地侍の一揆的結合は解体してゆき、三分一氏をはじめ地侍を被官化することによって、毛利氏は山代庄を支配下に入れた。⁽¹⁶⁾しかし、三分一氏は軍事にたずさわるだけではなかつた。

慶長五年（一六〇〇）、三分一式部丞は宗正家重代に伝わる「左剣波」の銘を持つ剣を「平借」（担保を伴わない単なる借用であろうか）した。⁽¹⁷⁾万一紛失した場合には、「御両社祝師并ニ妙見・大歳神供役」を譲渡する旨を契約している。「両社」というのは、阿賀村にあつた

速田社と八幡社⁽¹⁸⁾である。つまり、その時点では三分一式部丞は両社の祝師であり、妙見と大歳を祀る神職であつたことがわかる。したがつて、先掲の祈禱願文に見える疫病鎮めの祈禱は、式部丞自らが神職として祭祀を執行したと考えることができる。ただし、祈禱願文のあと、同じ慶長三年の十一月⁽¹⁹⁾、三分一式部丞は宗正又左衛門に「神供」を伝え置いた。「神供」の内容はよくわからないが、この時点で、すでに三分一氏から他家の者に対し、神を祀るための何らかの権能が譲渡されていたことがわかる。

三分一式部丞が本来祀つていた「大歳」という神も先掲の黄幡と同様に牛頭天王の王子⁽²⁰⁾で、かつその筆頭の疫病神である。また、妙見もまたある種の陰陽道的な神であり、三分一式部丞が奉ずる神が、通常の場合も、疫病のような非常の場合も、ともにまじないと関係が深い神であったことは興味深い。

山代一揆においては、地侍はそれぞれ庄内の村を支配単位にしていた。そうすると、三分一式部丞に見られるように、地侍が村落を支配してゆくためには、武力や経済力のみならず、村民のためにまじないを施す能力もまた必要とされたのではないだろうか。

三、顯密寺院の場合——周防国興隆寺

文書Cについて。「祭文」とは、神に祈願する特定の形式を持つた文書である。「万事通用」とあり、文字どおりすべての祈願に通用するように、「天下太平、国土安穏、諸人快樂、家門繁昌、從類眷属、諸願円満、皆悉成就」が文中にうたわれているが、中心的な願いは、仏教的な龍王や陰陽道的な十二月将など様々な神の力を借りて、鬼神・

文書C 「万事通用祭文」〔興隆寺文書〕²¹

△部分①▽

万事通用祭文

天上地下東西南北集隨宮、皆悉飽満、急々如律令、

謹請東方青帝龍王、謹請南方赤帝龍王、謹請西方白帝龍王、謹請北方黑帝

龍王、謹請中央黃帝龍王（中略）

△部分②▽

萬事通用祭文
天地下無所有者皆悉飽滿急々如律令
謹請東方青帝龍王 謹請南方赤帝龍王
謹請西方白帝龍王 謹請西方白帝龍王
謹請中央黃帝龍王

△部分③▽

萬事通用祭文
天地下無所有者皆悉飽滿急々如律令
謹請東方青帝龍王 謹請南方赤帝龍王
謹請西方白帝龍王 謹請西方白帝龍王
謹請中央黃帝龍王

△部分②▽

祭祀致功力ニムケダテマツレハハエル
手無神得採エトサラ足無神行ハトヲ、体無神其體令得給フ、如是神成給事ヲ、（中略）

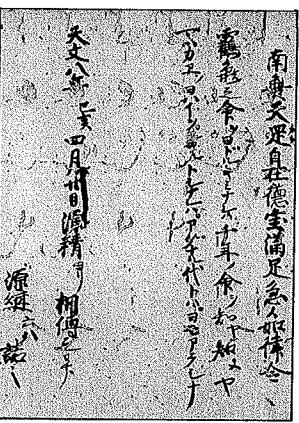
△部分③▽

南無天罣自在徳宝満足、急々如律令

鶴龜之命ヲヨドルキミナレハ、千年ノ命ヲ知ヤ知ヌヤ、
マツカエノヨハイヲ、□□ルトシナレハ、アダナル代トハ、ヨモアラシナ

天文八年己亥四月廿日、源精ヨリ相伝之畢

源繼六八誌之（後略）



荒神など様々な祟り神や物怪を滅除して延命をはかることがあると考えられる。^(たぐ)

祭文の冒頭には、それを読み上げる場に請ずる神の名を記すが、△部分①▽に見られるように、東・南・西・北・中央の五方に、青・赤・白・黒・黄の五色を配当した龍王を掲げる形式は、有名な奈良元興寺の康暦三年（一二三八二）の「夫婦和合祭文」にも見られるように、中世後期の祭文に広く見られる。

△部分②▽を見ると、目、耳、鼻、口、手、足、体のない神があり、これらを祀ることによってそれぞれが欠けている部分を得て神になることができるという説が述べられている。これは文書Aの中の「急々如律令」の秘伝の中に見える説と共通する考え方であり、この呪文によつてこれらの神が欠けた部分を得ることができるという、當時流布していた神秘説と考えられる。

最後に注目したいのは、△部分③▽に見える「天罣²²」という神名である。この祭文には多数の神名が見えるが、締めくくりに位置する神の名は「天罣」ということになる。この「天罣」は、陰陽道で北辰＝北斗（七星）を表し、古代・中世の遺跡から出土するまじないの木簡にも見えるものである。△部分③▽に「鶴龜之命ヲヨドルキミナレハ」とあるように、長寿の象徴である鶴龜とも関係付けられながら、北辰＝北斗信仰が本来持つていた延命への祈願が明らかである。

北辰＝北斗は仏教においては妙見菩薩として位置付けられ、台密・東密とともに修法の本尊として重視されていた。ところで、この祭文が伝来した興隆寺は、周防国吉敷郡大内郷（現在の山口市大内）にあり、南北朝・室町期において天台宗に属し比叡山末寺であったが、大内氏の氏寺として重要な意味を持っていた。境内的聖域の中心は、守護大内氏の氏神である妙見を祀る「上宮」であり、最も重視された年中行事である二月会の中心は氏神祭祀の秘儀で

あつた。興隆寺における妙見は、大内氏の守護神から始まり、やがて領国の支配者としての政治的な願望を祈願する神へと変質していった。⁽²³⁾

そのような興隆寺において、「妙見（菩薩）」ではなく「天罡」という神名の祭文が伝来した背景は何であつたのだろう。おそらく、興隆寺には庇護者である大内氏と向き合うのとは別の顔があり、顯密主義の一端に連なりながら、当時流布していたような形式のまじないを介し、地域のより広い階層の宗教的欲求に応じていたのではないだろうか。

おわりに

中世の地域社会において「顯密主義」の正統的な教義・修法を知る者はごく限られた存在であったと考えられる。しかし、実際は、文書A～Cに見られるように、在地の社家が、地侍が、そして顯密寺院が、まじないによつて地域社会に一定の役割を果たしていたと考えられる。地域の広い階層の宗教的要求に向き合う以上、彼らの行うまじないが、雑多な要素から成るものであつたとしても、そのこと自体は奇異なことではない。彼らとしては、自分が知りうる限りの宗教的知識を駆使して地域社会を維持せねばならなかつたと考えられる。

中世社会において、神仏への祈りは生産活動の不可欠な一環をなしており、生産活動の中核には様々な呪術的祈りが位置していたと考えられている。⁽²⁴⁾ このような社会の中で、在地の諸階層は、自己の幸福を追求するためのいわば「技術」の一種として、何らかのまじないに携わる必要があつたと言えるのではないだろうか。

注

- (1) 黒田俊雄『日本中世の国家と宗教』（岩波書店、一九七五年）
- (2) 長門国豊浦郡は中世には東西に分けて認識されていた。
- (3) 国守進「豊浦郡正吉郷入江干渴絵図について」（『山口県文化財』一六号、一九八六年）
- (4) 現在は国指定重要文化財で、山口県文書館蔵。
- (5) 注(3)論文
- (6) 『日本大藏經』・修驗道疏所収。
- (7) 注(6)史料には、「七五三 諸神祭精進之時、一一一 疫神祭、一六三五 荒神祭、七二五三 鬼神祭、三三三四 孝養、五二二 蚕養、九二四三五七八一六七 一切祈禱、一六二一 産、三八五六七一五五 地鎮土公祭」とあり、近世にも流布していたことがわかる。
- (8) 村山修一『日本陰陽道史総説』（瑞書房、一九八一年）では、注(7)の数字について、「縄にも様々な理屈のついたものがあり、これらの数が一体どういう意味なのか。いずれは五行を基調としたものに違いないが、一切は彦山修験一家の秘伝として語られない」とあり、意味が不明である。
- (9) 注連縄は「七五三縄」とも書くように、この形が基本文書に見る中世末期のまじない（平瀬）

形らしい。

- (10) 弘治二年の安養寺文書の写には、当時の寺僧に「權律師采助」という者が見えるので、采意もまた安養寺僧と考えられる。この文書写は『防長寺社由来』七巻（山口県文書館、一九八六年）所収。
- (11) 注(3)論文
- (12) 注(10)史料集
- (13) 山口県文書館蔵
- (14) 村山修一『陰陽道基礎用語解説』（『陰陽道基礎史料集成』東京美術、一九八七年所収）では、二月は「天魁」とされているが、後掲の文書C中の十二月将では「河魁」となっている。
- (15) 同右参照
- (16) 『美和町史』（美和町、一九八五年）
- (17) 「三分一式部丞劍借用状」〔宗正家文書〕

致平

〔宗正家文書〕

左剣波之劍挫候ニ不動三体有之、寸法武尺毫寸三歩、

有之実也

右者用々有ニ仍、從御貴侯御拝領之宗正重代左剣波之銘劍、以佐渡守ヲ平借実正也、自然万於紛失ニ者、同名佐

- 渡守江伝置御両社祝師并ニ妙見・大歳神供役、限末代可有
御知行通、堅契約之旨、伊賀・佐渡証人ニ立置上ハ、永々
逆心之出入有間數者也、仍為後日状如件
- 慶長五庚子八月朔日 三分一式部丞（花押）
- 宗正兵部大夫殿
- 前書之辻少しも相違有間數者也
- 同日 三分一伊賀守（花押）
宗正佐渡守（花押）
- (18) 「防長風土注進案」三巻・第五阿賀村
(19) 「三分一式部丞神供伝状」〔宗正家文書〕
伝申神供之事
- 右者、用々有ニ仍、伝置所実也、然上者、天下一同之雖為
御沙汰と、子孫々ニ至迄、一儀之子細有間數者也、後日之
ため状如件
- 慶長三戌十一月十八日 三分一
式部丞（花押）
- 宗正又左衛門殿伝状
- (20) 牛頭天王をはじめとする疫病神については、今堀太逸
「疫病と神祇信仰の展開—牛頭天王と蘇民将来の子孫—」
〔『仏教史学研究』三六一二、一九九三年〕が詳しい。
- (21) 山口県文書館蔵
- (22) 天罡については、増尾伸一郎「△天罡▽呪符の成立—
日本古代における北辰・北斗信仰の受容過程をめぐって—」
〔『陰陽道叢書』四・特論、名著出版、一九九三年〕
- (23) 拙稿「興隆寺の天台密教と氏神＝妙見の変質」〔『山口
県史研究』二号、一九九四年〕
- (24) 平雅行「中世宗教史の課題」〔『日本中世の社会と仏
教』塙書房、一九九二年所収〕。
- (25) 黒田日出男「戦国・織豊期の技術と経済発展」〔講座
『日本歴史』4・中世2、東京大学出版会、一九八五年〕
には、「田遊び」の儀礼に注目することによって、「中世
では、農業は呪術的な性格を強く帯びており、農業技術の
蓄積は近世と較べてはるかに困難であったといつてよいで
ある」と述べられている。また、小和田哲男「軍師・參
謀—戦国時代の演出者たち」〔中央公論社、一九九〇年〕
には、軍師の本来の仕事について、「加持・祈禱・占卜と
いった陰陽師・修驗者が行なうような仕事を専門としてい
たのである」と述べられている。近世以前においては、農
業技術や軍事技術でさえ呪術と未分離であつたことがわかつ
る。